西村あさひ法律事務所

ミャンマー:オフショアローン弁済の停止及びミャンマー会社の強制兌換措置の続報

アジアニューズレター　2022 年 7 月 20 日号

執筆者:
E-mail✉ 湯川 雄介　E-mail✉ 鈴木 健文

※ 本ニューズレターは、2022 年 7 月 19 日現在の情報に基づいています。

近時に発表された外国通貨の取扱いに関し、オフショアローン弁済の停止に関するミャンマー中央銀行(「CBM」)の通知、及びミャンマー会社における強制兌換措置の続報をお届けします。

1. オフショアローン弁済の停止

CBM は、2022 年 7 月 13 日付レター(Letter No. FE - 1/744(ka))により、外国通貨の交換・取扱いが認められている銀行等(「AD Licensed Bank」)に対して通知を発し、AD Licensed Bank においては、オフショアローンを受けている会社や組織に対し、オフショアローンのレンダーとの間で、オフショアローン(現金・現物とも)の元本及び利息について、その弁済を停止するよう弁済スケジュールを交渉するよう指示を出すことを求めました。

名宛人は各 AD Licensed Bank であり、オフショアローンを受けている会社や組織それ自体ではないため、オフショアローンの弁済が直接的に禁止されている訳ではないように見えますが、オフショアローンの弁済に当たっては通常銀行を通じた送金を必要とするところ、当該指示によって、オフショアローンの弁済として行おうとする送金は、各銀行によって受付を拒否される、あるいは処理が中断されることになる可能性があり、事実上、オフショアローンの弁済が難しくなると思われます。

外貨不足に端を発する規制であるところ、2022 年 4 月 6 日付のニューズレター、2022 年 4 月 8 日付のニューズレター、2022 年 4 月 28 日付のニューズレター、2022 年 5 月 27 日付のニューズレター、2022 年 7 月 15 日付のニューズレターにおいて報告している外貨の強制兌換のように、明確な例外は設けられておらず、またそれら強制兌換措置の参照もなされていません。したがって、どのように運用するものか明らかではありませんが、強制兌換においては例外とされたミャンマー投資法やティラワ経済特区の投資許可を得た会社においても、本レターのオフショアローン弁済停止の対象とされている可能性があります。

強制兌換と併せてミャンマーに対する外国投資家による投資環境を著しく阻害するものであり、速やかに解消されなければ大きな悪影響があると思われます。今後の動向に注視する必要があります。

2. ミャンマー会社の強制兌換措置の続報

CBM は、ミャンマー会社の外国為替口座における外国通貨(35%まで認められる外国資本も含む)について、ミャンマーチャットに交換することを求めていたところ、対象となるミャンマー会社のリストが CBM に提供された模様です。これを受けて、CBM においては、AD Licensed Bank に対して、2022 年 7 月 15 日付で、次の通知(Letter No. FE-1/754)を行いました。

(1) 35%までの外国資本を含むミャンマー会社のリストは当該レターに添付されるとおりであること

(2) AD Licensed Bank において開設されている口座内の当該ミャンマー会社の保有する外国通貨について、当該レターに添付される別紙に記入の上、2022 年 7 月 15 日午後 6 時までに、当局(ss.femd.gov.mm)まで報告しなければならないこと

(3) 当該 AD Licensed Bank において開設されている外国通貨に係る口座からミャンマーチャットに直ちに交換を行い、当該金額を 2022 年 7 月 18 日午後 6 時までに、Bank-Customer (Bid) and Non-Trade Inward (Real Time - R)にデポジットしなければならないこと

© Nishimura & Asahi 2022

名宛人は各 AD Licensed Bank であり、ミャンマー会社を直接に規律するものではありませんが、対象となるミャンマー会社をリストアップした上で、当該会社の外貨口座を保有する AD Licensed Bank にミャンマーチャットへの両替を迫るものであり、これらのミャンマー会社においては強制兌換を余儀なくされると思われます。これにより、ミャンマー会社における外国通貨の保有を認めない措置について、実質的にもエンフォースすることにより積極的に乗り出したものと考えられます。かかる措置自体は、いわゆる外国会社(ミャンマー会社法の下、35%超の外国資本を有する会社)に対するものではないものの、ミャンマーにおける外貨不足の事態がより深刻化していることを示しているものと思われ、先日の外国会社に対する例外措置の撤回の動向(2022 年 7 月 15 日付のニューズレター参照)と相まって、今後も外貨不足による新たな取組や、これまでの取組の撤回といったことが起きる可能性があります。引き続き CBM の動き等について注視が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

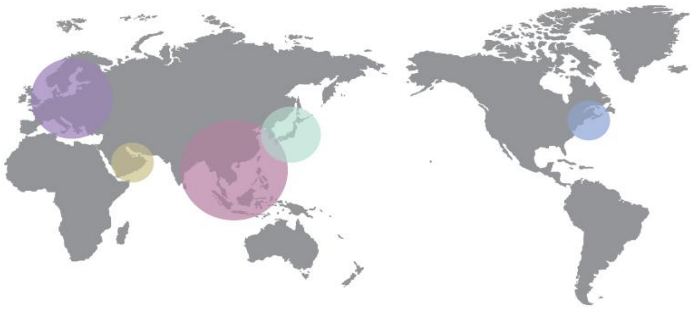

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー 山口勝之
ニューヨーク事務所副統括パートナー 清水恵
Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪
Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡
Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
髙木謙吾
中川佳宣

ドバイ
Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ *1
Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン
Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京
Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海
Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール
Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港) *2
Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ
Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン
Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
共同代表 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc
パートナー 大矢和秀

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所 ＊2 関連事務所

Last updated: 2022.7

© Nishimura & Asahi 2022